

東芝は法を守り 争議の全面解決を

労働者の権利を守り
差別を是正しつぐなえ

神奈川県労働委員会や中央労働委員会の命令は、東芝がおこなってきた公安（秘密）警察と一体になった差別と労働組合にたいする支配介入は、「労組法違反であり、差別を是正せよ」ときびしく断罪しています。
○三年からの第二次差別是正申立てでは、成田空港電気設備の談合事件、原子力発電所流量計データ改ざん事件をおこした京浜事業所における、労働者の権利をふみにじった差別の実態が明らかにされました。

会社が「問題者名簿」を作成し
「秘密組織」を使って差別

東芝本社勤務部作成の230ページの秘密報告書、PMD C課長研修資料、秘密組織「東芝扇会」内部文書などにより、申立人らをA・B・Cランクに分けて問題者名簿に記載し、「行動を監視し孤立させる」「退職に追い込む」ことをねらって差別してきたことが立証されています。

(小向工場)問題者名簿 (勤労部秘密報告書 45A'-ジ)

格付	氏名	生年月日	所属	学歴	現住所
A	*****	S*. *.*	元比` KG	高卒	川崎市幸区*
	+++++	S*. *.*	部品技術	高卒	川崎市中原*
	*****	S*. *.*	元比`品質	高卒	川崎市幸区*
	+++++	S*. *.*	元比` EG	中卒	東京都町田*

(東芝全社で格付A・B・C・Hの530名をリストアップ)

東芝青梅工場における「問題者」対策

健全グループ(扇会)により構成される労組・・・職制を基礎とし、これら反対勢力(問題者)の企業外排除こそ、今後に課せられた当工場の責務と見做す。(勤労部秘密報告書 85A'-ジ)

労働委員会命令の主な内容

東芝は、申立人らの賃金、資格、職群・等級、役職を同期同学歴者の中に是正すること。

東芝は、特定の思想をもつ従業員の組合活動を労務管理上格別に注視し、東芝扇会を活用して、これらの従業員を「問題者」として差別してきた。

東芝は、申立人らの組合活動を封じ込め、弱体化させるために、賃金や資格などを差別したのであり、労組法違反の不当労働行為である。

東芝賃金資格差別争議とは

1988年、「労働運動を強める東芝の会」を結成して自主的民主的労働組合活動を強め、差別是正の取り組みおこなってきた。

- 95年、10名が第1次地労委申立て
- 96年、45名が差別是正社長申入れ
- 01年、地労委で全面勝利命令
- 03年、9名が第2次地労委申立て、30名が第2次差別是正社長申入れ
- 04年、中労委で全面勝利命令
- 05年6月、支援共闘会議を結成
- 10月、東芝OB58名が社長申入れ
- 06年2月、全面一括解決めざす総決起集会

東芝は「申立人らの活動は政治活動だから不当労働行為ではない」として解決を延ばしています。このような最高裁判例にも反する態度をとって労組法違反を続けている東芝を、社会的に大きく包囲する2・17総決起集会へのご参加をお願いします。東芝争議の早期全面一括解決に向けて、皆様の大きなご支援をお願いします。

東芝は違法な労務管理を改め
争議の早期全面一括解決をはかれ

会社は、東芝扇会を「自己啓発の会」という名前に変えて、いまでも秘密活動をおこなわせ、組合への支配介入や賃金・資格・役職登用差別をおこなっています。
「自己啓発の会」の2000～04年度資料には「出張扱いで思想教育」新横浜駅付近の東芝研修センターで「全国リーダー研修会を実施」、さらに「組合役員選挙対策」を労組幹部、会社幹部と一体におこなっていることが記載されています。



2月17日 18時30分から
川崎市産業振興会館(川崎駅西口下車)

ホームページ //www.kki.ne.jp/akaruku-tsb
キーワード「東芝の職場」で検索して下さい。

人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会
〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル

東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会

事務所：〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20 大幸ビル402 川崎労連内 TEL 044-211-5164 2006年 2月